

第9回 議員定数等議会活性化特別委員会

令和8年6月25日(木)
本会議終了後
全員協議会室

- 【出席委員】川神委員長、佐々木副委員長
今田委員、遠藤委員、足立委員、笹田委員、芦谷委員、西田清久委員
【議長団】澁谷議長
【事務局】下間局長、濱見書記
-

議題

- 1 陳情審査
 - (1) 陳情第6号 浜田市議会議員定数および定例会の開催変更に関する陳情について
(願意①、② 議員定数等議会活性化特別委員会付託分)
- 2 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応協議について
- 3 前回の振り返り
- 4 市職員対象ハラスメント実態調査アンケート
 - (1) 集約方法
- 5 議会基本条例の運用(採択した請願及び陳情への対応)
 - (1) 管理手法の検討
- 6 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 場所

陳情番号	6
付託先委員会	議員定数等議会活性化特別委員会
審査結果等	

令和8年3月16日

浜田市議会議長 様

住所 島根県浜田市金城町下来原174-4
氏名 北浦智世

浜田市議会議員定数および定例会の開催変更に関する陳情

【陳情の趣旨】

1 願意（議会に対して求めることを記入してください。）

議員定数等議会活性化委員会による浜田市議会議員定数についての議論を拝見致しました。

浜田市も例外に漏れず、人口減少や高齢化の波にさらされています。しかしながら、人口減少に合わせて、どんどん定数を削減していくと様々な弊害が起きます。よって、以下の内容を提案致します。

- ①浜田市議会議員定数は現状の22を維持
- ②議員定数22を維持する代わりに議員の歳費を削減。
- ③定例会の開催を日中から夜間休日議会に変更
- ④定例会を3月6月9月12月から通年に変更

2 理由（陳情に至った理由・背景などを簡潔に記入ください。）

①-1

議員定数が減ると議員と距離が出来やすく、市民と議員双方の声が届きにくくなる。

①-2

議員定数減は新人候補のハードルが上がる。（結果、地元の名士や大企業選出、政党や組織の後ろ楯がある方しか当選出来なくなる）

②

削減額に関しては議論されている定数18の総額を基準とし、定数22で割ったものを設定とする

③-1

日中開催を維持するなら、議員の兼務制限の対象とならない企業や法人、団体を明示する条例を制定し、年度ごとに公表する。（日中開催だと、勤め先のよほどの理解がない限り、サラリーマンは実質議員活動はできない。勤めをされている若い世代が出馬を阻害される環境にある。結果、議員になれるのは無職、定年退職者、自営業、自由業、会社役員、政党役員のみ。議員の固定化、高齢化を生む原因になる。）

③-2

③-1の条例が困難なら、通告通り、定例会の一般質問は土日、常任委員会を午後7～9時にする。

④

通年開催にすることによる、市役所幹部の出勤時間は午後1～9時とする。（大型連休や年末年始、年度末は通年開催から外すなど、臨機応変にご対応ください）

以上
ご議論よろしくお願いたします。



ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

意見	対応経過及び結果
<p>議員定数を早急に減らして他の自治体と同じレベルにしてください。過去の話や自論を延々と繰り返す議員や、特定の団体を敵視する質問ばかりする議員、市長が答えると急にトーンダウンする議員ばかりでうんざりします。はっきり言って、選びたくなくても定数が多すぎて勝手に選ばれてしまうので議員定数の削減を強く要望します。</p>	<p>【議員定数等議会活性化特別委員会】</p> <p>1 議員の態度や資質について 議会や委員会における議員の発言や態度について、市民の皆様にご不快な思いをさせているという指摘を真摯に受け止めます。</p> <p>浜田市議会では、議員が高い倫理観と責任を自覚するため、令和8年3月に「浜田市議会議員政治倫理条例」を改正しました。品位や名誉を損なう行為、各種ハラスメントの禁止などを新たに規定し、具体例を示す「逐条解説」も作成しました。</p> <p>今後も自己規律と自浄作用を促し、倫理基準の遵守を徹底します。</p> <p>2 議員定数について 次期改選期における議員定数の適正化について、現在、議員定数等議会活性化特別委員会で検討しています。定数は市民の声を市政に反映させる重要な基盤です。他市の状況等も比較して議論を深め、令和9年頃を目途に一定の方向性を示す予定です。</p>

第 8 回 議員定数等議会活性化特別委員会 要点

令和 8 年 6 月 4 日

1. 決定・確認された事項

○市職員対象ハラスメント実態調査アンケート

議員名の記入：

- ・ 「差し支えなければ」という任意での記入設問を残す現行案のままとすることを確認した。

自由記述の取り扱い：

- ・ 自由記述の内容は、非公開とすることを徹底する。個人が特定されないよう、「どの質問項目について何件の指摘があったか」を要約・集計した資料を作成することとした。

結果の公表範囲：

- ・ 結果 of 公表は全体的な傾向を示すグラフや比率にとどめ、個人及び回答者が特定されない客観的なデータとして共有することとした。

実施の調整：

- ・ 具体的な実施時期や方法については、正副委員長に一任の上で執行部と調整を進めることとした。

2. 継続審議・今後の検討課題

○市職員対象ハラスメント実態調査アンケート

正当な指導との整理：

- ・ 議員が職員に対して正当な指導・指摘を行う場合の「正当性」とハラスメントとの線引きについて、職員側の意見を集計・分析する中でどのように整理・担保していくか。

具体的な集計・フィードバック方法：

- ・ 匿名性を完全に保持しつつ、議員個人の気付きと改善を促すための具体的なフィードバック手順の策定。

○議会基本条例の運用等（採択した請願及び陳情への対応）

請願・陳情の管理手法：

- ・ 執行部の負担軽減を図る「案 2（文書による一回限りの経過・結果報告）」をベースにしつつ、議会としての追跡責任を果たすため「案 1 の常任委員会での進捗管理・フォロー」を組み合わせた「組み合わせ案（ミックス案）」の具体的な運用方法。

3. 次回までの宿題・アクション

【各会派】

- ・ 請願・陳情の管理手法に関する「組み合わせ案（案2をベースに、必要に応じて常任委員会で調査・進捗管理を継続する手法）」について、会派に持ち帰り議員間で意見整理及び合意形成を図る。

【正副委員長】

- ・ 職員対象ハラスメント実態調査アンケートの実施に向けて、執行部と具体的な時期や方法についての調整を行う。

4. 次回日程と予定議題

○日時：令和8年6月25日（木）本会議（議案質疑）終了後 ○場所：全員協議会室

○予定議題：

1. 採択した請願及び陳情の管理手法の決定（会派持ち帰り結果の集約）
2. ハラスメント実態調査アンケートの集約・フィードバック方法の確定
3. 議員定数に関する陳情の審査
4. 申し送り事項である提言などの検証に関する議論開始

5. 各議題の議論概要（詳細）

○市職員対象ハラスメント実態調査アンケートについて

- ・ 職員向けのハラスメント実態調査において、職員同士のハラスメント（上司や同僚など）の氏名を記入させることについては、犯人探しにつながり匿名性が損なわれる恐れがあるため不要とすることで意見が一致した。
- ・ 一方、議員名の任意記入については、無自覚なハラスメント行動への気付きを促すという本来の目的から残すこととした。ただし、自由記述の内容をそのまま開示すると回答した職員が特定されるリスクがあるため、具体的な事案内容は非公表とし、質問項目ごとの数値データ等に要約した形で該当議員へ伝えるなどの厳格な情報管理ルールを設けることで、漏洩リスクを最小限に抑える方針を確認した。

○議会基本条例の運用(採択した請願及び陳情への対応)について

- ・ 採択された請願・陳情の対応に関して、執行部の報告負担を考慮した「案2（文書による結果・経過報告のみ）」と、より丁寧な進捗管理を行う「案1」の比較検討が行われた。
- ・ 議論の中で、「案2はスリムで執行部負担は少ないが、採択した議会としての責任を果たすには追跡が不十分である」との意見が出された。その結果、案2の手続きを基本としながら、必要に応じて所管の常任委員会が調査や進捗管理を継続できる仕組み（案1の要素）を盛り込んだ「組み合わせ案」が提案され、各会派がこの提案を持ち帰って検討することに合意した

市職員対象ハラスメント実態調査アンケートの集約方法について

1 アンケート結果の集計及びフィードバック手法

任意で記載された議員氏名及び自由記述の内容について、回答者の特定を防ぎつつ、議員の気付きを促すための具体的な運用ルールを決定する。

【案1】正副議長等による個別注意喚起

議会事務局の局長・次長が集計し、個人が特定される情報を完全に除外・要約したデータを抽出する。その後、正副議長（及び正副委員長）のみで情報を共有し、該当する議員に対して、行為やその件数等客観的データに基づき個別に口頭で注意喚起を行う。

【案2】全体への傾向報告のみ

個別の議員へのフィードバックは、アンケート回答者探しにつながる恐れがあるため一切行わない。議会全体に対して、どのような行為が何件あったかという統計的な傾向の報告のみを行う。

2 自由記述欄の回答の取扱い

自由記述の内容は、回答者が特定されるリスクがある。自由記述の回答を委員会資料として公表するか、また該当議員へ伝達するかについてルールを決定する。

【案1】一切非公表とし件数・傾向のみの集計に留める

自由記述の内容は委員会資料等で一切非公表・共有せず、該当議員へも伝達しない。集計担当者が内容を確認し、「何番の事象が何件あったか」という客観的な数値・要約データのみを抽出して活用する。回答者の安全を優先する。

【案2】個人が特定できないよう黒塗りにした上で概要を公表

自由記述の内容から、日時、場所、所属、個人名などの特定につながる情報を黒塗りにした上で、議会内で傾向を共有するための参考事例として公表する。

【案3】該当議員にのみ黒塗りにした上で限定的に伝達

全体への公表は行わないが、気付きを促す目的で、氏名が記載された該当議員に限り、個人が特定されないよう加工・要約を施した上で、自由記述の概要を伝達する。

採択した請願及び陳情への対応

○浜田市議会基本条例

(採択した請願及び陳情への対応)

第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

【案】 執行部へ対応状況を文書で求め文書で報告を受けその後の調査を委員会で判断する

運用手順（フロー）

(1) 採択と送付

- (ア) 定例会議において請願及び陳情を採択する。
- (イ) 議長から市長等へ採択結果を送付し、処理の経過並びに結果報告を次の定例会議までに行うよう請求する。

(2) 執行部から文書による報告

- (ア) 次の定例会議までに結果又は経過の報告が文書で提出される。
- (イ) 報告書を全議員で情報共有する。例えば、全員協議会やタブレットで共有する。

(3) 各常任委員会における協議

執行部からの報告書が全議員に情報共有されたのち、各常任委員会において、報告内容を踏まえ、継続して調査を行う必要があるか協議する。

(4) 市民への公表

執行部からの報告書及びその後の委員会での調査の状況を市議会ホームページに掲載し、市民へ公開する。